

一般財団法人群馬県建築構造技術センター構造計算適合性判定手数料規程

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定める「一般財団法人群馬県建築構造技術センター構造計算適合性判定業務規程（以下「業務規程」という。）」第20条の規定に基づき、一般財団法人群馬県建築構造技術センター（以下「財団」という。）が実施する構造計算適合性判定業務に係る手数料について、必要な事項を定めるものとする。

(判定手数料)

第2条 構造計算適合性判定の手数料の額は、一の建築物ごとに別表に掲げる額とする。

2 別表における床面積の合計は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める面積について算定する。

(1) 建築物を建築又は移転、大規模の修繕若しくは大規模の模様替（以下「大規模の修繕等」という。）をする場合 当該建築又は移転若しくは大規模の修繕等に係る部分の床面積

(2) 建築物を既存の棟と一体の構造となるように増築する場合 当該増築に係る床面積と当該既存の棟の床面積を合計した面積

(3) 確認を受けた建築物の計画を変更して建築若しくは大規模の修繕等をする場合 当該計画の変更に係る部分の面積

3 別表における大臣認定プログラムを使用した構造計算とは、構造計算が当該プログラムの適用範囲内によって行われ、かつ、当該プログラムに入力した構造設計の条件に関する電子データを記録した（認定において規定された方法により記録されたものに限る。）磁気ディスク等が添付されているものに限る。

4 別表の床面積の合計が10,000平方メートルを超える部分については、財団において適合判定通知書の交付を受けた床面積の合計が10,000平方メートル以内の建築物の計画を変更して、床面積の合計が10,000平方メートルを超えることとなった建築物の計画変更構造計算適合性判定を財団に申請する場合に適用する。

(判定手数料の返還方法等)

第3条 財団は、業務規程第22条の規定により判定手数料を建築主等に返還する場合においては、建築主等が指定する金融機関の口座へ振込みにより返還するものとする。

2 前項の振込みに要する費用は、財団が負担する。

3 返還する判定手数料には、利子は付さないものとする。

附 則

1 この規程は、平成27年6月1日から施行する。

2 この規程は、平成29年6月5日から施行する。

3 この規程は、平成31年4月1日から施行する。